

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、創業以来培ってきた様々なソリューションとデータベースを一体化し、さらにECOという新しい概念を加えた新感覚のWebサイト「ジース」への事業の選択と集中を図り、収益の向上を目指して、積極的に業容拡大を図っております。

当社がかかる経営理念を実現し、長期的、かつ、継続的に企業価値を増大させていくためには、常にステークホルダーの視点を忘れず、高い倫理感と責任感を持って、公正に、また、誠実に職務を遂行していくことが必要不可欠であると考えています。

そして、そのためには、法令遵守の姿勢を堅持しつつ、取り組むべき課題を迅速に発見し、それに対して最適な対応をはかっていくコーポレート・ガバナンスの整備が不可欠であり、また、その強化が課題であると認識しています。誰もが幸せになれる不動産マーケットの創出に向け、積極的な業容拡大を図っていることから、経営上の意思決定の迅速化、業務執行に対する監視や内部統制システムの充実等、今後さらにコーポレート・ガバナンスの充実と徹底に取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
NISバリューアップ・ファンド3号投資事業組合	122,582	22.58
池添 吉則	28,110	5.17
杉野 公彦	9,000	1.65
国際航業ホールディングス株式会社	7,547	1.39
関 喜良	6,733	1.24
橋本 久雄	5,761	1.06
大和ハウス工業株式会社	5,524	1.01
志賀 英春	4,490	0.82
イーエフジー バンク アーゲー ホンコン アカウント クライアント	4,277	0.78
日本証券金融株式会社	3,536	0.65

支配株主(親会社を除く)の有無	—
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	0名
定款上の取締役の任期 更新	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
ジョン・フー	他の会社の出身者								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
ジョン・フー		—	海外事業の展開等における豊富な知識と幅広い知見や人脈を活かし、客観的かつ専門的な観点から、当社取締役会の意思決定および職務執行の監督など社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただけると判断したため。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数 更新	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と会計監査人の連携状況

当社は会計監査人と定期的に会合を持つなど、緊密な連携を保ちながら積極的に意見・情報交換を行い、効率的な監査を実施しています。

1. 監査計画の説明聴取、意見交換

期初に当該年度の監査計画概要について会計監査人から説明を受け、監査方針・監査重点項目等について意見交換を行なっています。(年1回開催)

2. 監査項目の聴取(中間・本決算)および意見交換

中間および本決算の監査報告会ならびに意見交換会を年間2回実施しています。「監査報告書」「監査実施報告書」について克明に説明を受けて意見交換を行なっています。

監査役と内部監査部門の連携状況

(1) 監査役と内部監査部門との連携を強化するため、内部監査部門による監査のテーマ・実施状況について内部監査部門より監査役が説明を受け、監査スケジュールの調整を行っています。(年1回開催)

(2) 内部監査部門による各部門の監査につきましては、その実施後に監査役と内部監査部門との間で監査実施結果を定期的に協議することとし、課題等を共有しています。(年2回開催)

(3) 上記(2)のほか、内部監査部門による内部統制システムの基礎監査項目についての監査は、その結果が監査役会に報告され、監査役会はそれを活用する等、監査役と内部監査部門の連携強化が図られています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
津田 尚廣	弁護士				○				○	
重光 静武	他の会社の出身者								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
津田 尚廣	○	独立役員に指定しております。	当社との間に取引関係が一切無いことから、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、経営者の職務遂行が妥当なものか客観的に、かつ、中立的に監督できるものと判断し、当社の独立性を有する当社の社外監査役として選任しております。
重光 静武	○	同上	同上

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	2名
--	----

その他独立役員に関する事項

津田尚廣氏は第12期事業年度に開催された取締役会14回のうち11回(79%)、監査役会13回のうち11回(85%)に出席しており、主に法令・定款等の遵守状況に関し、弁護士として専門的見地から発言を行なっております。

また、重光静武氏は第12期事業年度に開催された取締役会14回のうち14回(100%)、監査役会13回のうち12回(92%)に出席しており、豊富な知識や経験を活かし、議案等について必要に応じて発言を行なっております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明 更新

これまでに4回ストックオプションを発行しており、その目的となる株式の総数は第13期第1四半期末で6,240株です。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることが目的であるので、その役割・責任の観点から、取締役をはじめとする経営層を主体に、会社業績に対する貢献度合いを勘案して付与を行なうとの方針に従って付与しています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新**

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役及び監査役の別に報酬の総額を有価証券報告書及び営業報告書(事業報告)において開示しており、当社のホームページ(<http://corp.the-earth.tv/>)において縦覧に供しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役につきましては、専任ではありませんが、総務/人事部の責任者がそのサポートの任にあたり、社外取締役及び社外監査役に対して直接、取締役会で配布される資料の事前配布を行い、また、必要に応じて、議案の事前説明や代表取締役の専権事項で行った案件の内容説明も行っています。

その他に、取締役会以外においても、必要に応じて会社情報の提供に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

○当社の業務執行

当社は、取締役会において経営の基本方針及び会社の重要事項の決定を実施するほか、コンプライアンスの徹底を図ると同時に、法律上の判断が必要な場合においては適宜、弁護士等との協議を通して適切なアドバイスを受けており、会社経営における適法性の維持を図っています。取締役会は、取締役会規則に従い月1回開催されるほか、必要に応じて適宜臨時に開催されます。なお、当社の現任の取締役は5名です。

また、重要な経営方針および経営計画等については、原則毎週1回開催されるエグゼクティブコミッティーやその他当社取締役会の決議によって設置される適切な機関において事前に審議を行っております。エグゼクティブコミッティーは当社の常勤取締役全員により構成されます。

○当社の監査・監督

当社は監査役制度を採用しており、監査役、監査役会、会計監査人、内部監査室が相互に連携・補完して当社の監査を行っています。

監査役は、取締役会のほか、重要会議への出席により職務執行に係る重要事項及びコンプライアンス委員会への出席によりコンプライアンス上の重要事項に関する報告を受けています。また、監査役会では、各業務執行取締役及び重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を最低限年2回(臨時に必要と監査役会が判断する場合は別途)設けると共に、代表取締役社長、会計監査人それぞれとの間で、定期的に意見交換会を開催しております。なお、現任の監査役は3名(うち社外監査役2名)です。

内部監査室は、定期定期的に内部監査を行い、各内部監査が終了するごとに代表取締役社長へ報告すると共に監査役会への報告も行います。内部監査業務に従事する従業員は、平成23年6月末日現在2名です。

会計監査及び内部統制監査につきましては、清和監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法の監査を受けており、正確な経営情報、財務情報の適時・適切な開示に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、経営監視機能の客観性・中立性を十分に確保するため、社外取締役を新たに選任し、社外監査役を含む監査役会が内部監査部門と連携して実効性の高い監査を行っています。また、社外取締役及び社外監査役が、取締役会その他重要会議等への出席を通じて、取締役会による意思決定の適正性、妥当性に関し、それぞれの専門分野から第三者的な視点に基づき意見を述べていることから、経営監視機能の客観性・中立性は確保されていると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を意識した日程設定はしていません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1~2回開催しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1~2回開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、適時開示資料や有価証券(半期)報告書はもちろん、説明会資料もホームページにおいて掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営戦略本部にIR事務連絡責任者を置いています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス規程に「倫理規範」の章を設けてステークホルダーの立場を最大限尊重することを規定し、さらに、当社グループのすべての役職員が業務活動の中で実践していかなければならないことを「行動指針」の章において、1社会 2顧客・取引先・競合会社 3証券取引所・株主・投資家 4役職員 それぞれとの関係における行動指針として規定しています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方にも顕れているとおり、当社が経営理念を実現し、着実に成長していくためには、法令遵守体制を含めた内部統制システムの整備が必須であると考えています。かかる観点から当社は前述の業務執行体制及び監査・監督体制を採用しています。

また、当社は2004年9月1日より会社組織にコンプライアンス委員会を設け、法令はもとより社会的規範及び社内規定等を遵守するための企業倫理規範の規定を制定するとともに、当社グループ会社の横断的な調査・監督機関としてコンプライアンス経営の維持・向上及び推進を支援し、コンプライアンス重視の経営を周知徹底させるために、教育・啓蒙等必要な施策を実施しております。そして、2006年5月19日に本規定の改定を行うとともに、2006年8月18日にすべての役員が遵守すべき事項の基本原則を記載したコンプライアンスマニュアルを作成し、全役員に対する教育・啓蒙を行っております。

さらに、2007年9月1日には、当社及び子会社が経営目標を達成するために管理しなければならないリスクを明らかにするとともに、それらのリスク管理に関して、当社及び子会社の全部門・全役員が共通に認識しておかなければならない基本的事項を規定したリスク管理規定を制定しております。

その他に、2006年4月1日より社内ヘルプライン及び社外ヘルプライン(法律事務所)を通じた内部通報制度を定め、積極的な利用を促すことにより、コンプライアンス上の問題に関する情報の収集にも努めています。

2. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、当社は、平成18年5月19日開催の取締役会で以下のとおり決議いたしました。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスマニュアルにおいてコンプライアンスの基本原則を定め、コンプライアンス規程に従い、役員および使用人の法令・定款の遵守を引き続き徹底していく。役員および使用人の法令・定款遵守については、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを中心に、弁護士等の外部有識者を委員として加えたコンプライアンス委員会が、専任部署としての法務・コンプライアンス部門との連携を通じて、コンプライアンスに必要な施策の策定、実施および監督を行っている。コンプライアンス委員会は、役職員のコンプライアンス意識を高めるため、コンプライアンス・マニュアルを制定して周知徹底を行うとともに、毎年コンプライアンス・プログラム(役職員の研修計画やコンプライアンス・マニュアルの整備計画等)を決定し、必要な施策を実施する。なお、コンプライアンス・マニュアルは法令の改廃その他社会情勢の変動に応じ、適宜適正に改訂される。コンプライアンス上の問題が生じた場合、コンプライアンス委員会の構成員は、速やかにコンプライアンス委員会に付議することとし、コンプライアンス委員会は、具体的な処分・再発防止策を取締役に答申することとする。また、当社では、コンプライアンス委員会又は社内および社外ヘルプライン(法律事務所)に対する内部通報制度を定めているところ、必要な施策を随時実施することでその積極的な利用を促し、コンプライアンス上の問題に関する情報収集に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

重要文書(重要な電磁的記録を含む。)は、文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で所定の年数、保存および管理する。取締役および監査役は文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

また、保存期間を満了した重要文書は、原則として破棄ないし焼却する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の発生を予防するための情報の収集および分析ならびに発生した損失の拡大を防止するため、リスク管理に関する規定を設け、リスクカテゴリー毎にリスク管理の担当部署を定めそれぞれの個別のリスク管理を行うとともに、取締役会および担当部署が当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。

リスク管理状況の監査については、内部監査室がこれを監査し、その結果を取締役会および監査役会に報告していく。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役の職務の効率性を確保するため、取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた権限規程等を定め、あるいは既存の規程等を見直す。取締役会は、取締役会規則に基づき、毎月1回開催されるほか、必要に応じ適宜臨時に開催される。また、重要な経営方針および経営計画等については、原則毎週1回開催されるエグゼクティブコミティーやその他当社取締役会の決議によって設置される適切な機関において事前に審議を行う。取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限規程その他に社内規程に従い、それぞれの責任者およびその責任を明確にし、効率的に職務の執行が行われる体制を確保する。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関連会社管理規程に従い、当該規程に基づいて、管理担当者がグループ各社の経営管理を適正に行う。内部監査室は、関連部門と連携・分担し、それらを統括しつつ、当社グループ各社に対する日常的な監視および定期的な内部監査を行う。

また、コンプライアンス委員会はグループ各社におけるコンプライアンス・マニュアルおよびコンプライアンス・プログラムの策定・見直し、およびその浸透に努めるほか、コンプライアンス委員会又は社内および社外ヘルプライン(法律事務所)に対する当社グループ各社従業員等からの内部通報制度を整備する。取締役会は、グループ各社が適切な内部統制システムを整備するよう指導し、グループ各社の業務の状況に関する報告を受け、グループ各社に対する管理・指導を適切に実施する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、監査役が補助使用人の設置を求めたときは、補助使用人の人数、および地位について、監査役の意見を尊重し、監査役と十分協議した上で、補助使用人ないし補助機関等を設置する。

また、当該使用人の人事に関する事項については、取締役と監査役会の協議により決定する。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、会社に著しい損害を与える事項が発生し、又は発生するおそれがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役に報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役または監査役会に報告する。また、監査役は、取締役会他、重要会議への出席により職務執行に係る重要事項およびコンプライアンス委員会への出席によりコンプライアンス上の重要事項に関する報告を受ける。

内部監査室は、各内部監査項目の内部監査が終了する毎に代表取締役社長への報告をすると共に監査役会への報告も行う。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会における各業務執行取締役および重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を最低限年2回(臨時に必要と監査役会が判断する場合は別途)設けると共に、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で、定期的に意見交換会を開催する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 基本的な考え方

当社は、反社会的勢力と一切の関係を持ちません。また、反社会的勢力による不当要求は断固拒絶し、警察・弁護士等の外部専門機関と連携して組織全体として対応します。

イ. コンプライアンス規程の倫理規範において、反社会的勢力による不当要求は断固拒絶し、取引関係を含めて反社会的勢力とは一切の関係をもちたくない旨を規定しております。

また、同規程の行動指針において、以下のとおり反社会的勢力との関係を遮断する旨を規定しております。

- ・事業活動を行うにあたり、反社会的勢力とは接触せず、取引関係を含め一切の関係を遮断する。
- ・反社会的勢力による不当要求は、断固これを拒絶し、法令および社内規則、規程およびマニュアルに従い組織全体として対応する。
- ・反社会的勢力に対して、裏取引・資金提供・利益供与は一切せず、また、これを受けない。

ロ. リスク管理規程において、反社会的勢力対応リスクを管理対象リスクとして位置づけており、全部門・全社員が共通の認識を持って、リスク管理委員会を中心として組織的に危機管理を行っております。

ハ. 平成20年4月14日に当社および子会社の事業活動における、反社会的勢力の排除、反社会的勢力による暴力的な要求、または不当な要求

への対応等について、全部門・全役職員が共通に認識しておかなければならない、基本的な事項について定めることを目的とする反社会的勢力対策規程を制定しております。

- 二. 平素より暴力追放運動推進センター及び顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備しております。
- ホ. コンプライアンス研修の一環として、反社会的勢力排除に関する全社員対象の研修を定期的に行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

特にありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特にありません。

コーポレート・ガバナンス体制(模式図)

